

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>(学務課)</p> <p>第23条 学務課(教育支援室及び国際交流室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学務課教育支援室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 所掌事務の調査、統計及び報告に関すること。</p> <p>(9) その他教育支援全般に関すること。</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(学務課)</p> <p>第23条 学務課(教育支援室及び国際交流室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学務課教育支援室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 卓越リーダー養成機構(他の課等の所掌に属する事務を除く。)に関すること。</u></p> <p><u>(9) イノベーション推進機構(他の課等の所掌に属する事務を除く。)に関すること。</u></p> <p><u>(10) 所掌事務の調査、統計及び報告に関すること。</u></p> <p>(11) その他教育支援全般に関すること。</p> <p>3 (略)</p>	

附 則 (令和元年7月1日規程第7号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。